

都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症について～

- ・新型コロナウイルス感染症は、感染症法の「指定感染症」に2月1日から指定され、法に基づき医師の届出、積極的疫学調査、患者への医療提供などを行うこととなります。
- ・新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。都民の皆様におかれましては、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

咳・発熱等の症状がありご心配な場合は、早めの相談、受診を！

【症状や受診方法などに関する相談】

最寄りの保健所・コールセンター（03-5320-4509）

【医療機関の受診】

注意！ 「武漢滞在歴がある方」や「武漢滞在歴がある方との濃厚接触者」（※）は、事前にその旨を連絡の上、受診してください！

※1/31現在であり、変更の可能性があります

